

利用規約

(各種補助金申請アシストサービス)

この利用規約（以下「本規約」といいます。本規約は、甲乙間で締結する各種補助金申請に関する全ての契約に適用する）は、翔陽コンサルティング株式会社（以下「甲」という）が提供する補助金申請アシストサービス（以下「本サービス」という）の利用条件を定めるものです。利用者（以下「乙」という）は本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

■ 第1条 業務内容

1. 乙が甲に対して委託する業務（以下、「委託業務」という）の内容は、次のとおりとする。

1) 乙が申請を希望する補助金（以下「当該補助金」という）を申請するにあたり必要となる事業計画書作成のサポート

2) その他、当該補助金の加点項目となる計画書等の作成サポートなど、乙が甲に対して個別に委託する業務

2. 乙は甲が前項業務を円滑に実施するために、「G ビズ ID プライムアカウントの発行」と「甲が用意するヒアリングシートへの回答」は乙が実施するものとする。

3. 補助金の本申請（WEB 申請システムにおける申請）は乙の責任の下、乙により行うものとする。

4. 乙は、甲が委託業務を行うにあたり必要があるときは、甲に対して、合理的期間内に必要な協力を行わなければならない。

■ 第2条 業務遂行場所

前条で定めた業務の遂行場所は、甲の指定した場所とする。

■ 第3条 委託料

1. 委託業務の対価として、乙が甲に支払う委託料は、契約書の記載のとおりとする（以下、第1条1項1号の委託業務に関する甲乙間の最初の契約を「本契約」という。）。契約締結後はいかなる事由においても乙による値引き交渉には応じないものとする。

2. 本契約に記載を行っていない業務（例えば、第1条1項2号の業務を本契約に記載していない場合の同業務等）の対価として、乙が甲に支払う委託料は、甲乙協議して定める。

■ 第4条 委託料の支払い

1. 乙は、委託料及び実費等（契約時に支払うべき金員）を契約締結日から起算して5営

業日以内に、甲の指定する銀行口座宛に振込にて支払うものとする。尚、払込手数料は乙の負担とする。

2. 本契約記載の採択時に支払うべき採択分担金及び実費等は、採択発表日から起算して30日以内に、一括又は甲が認めた場合は分割で甲の指定する銀行口座に振り込みにて支払うものとする。尚、振込手数料は乙の負担とする。

3. 乙が委託料の支払いを滞ったときには、甲は直ちに業務を停止することができる。

■ 第5条 精算等

1. 本契約期間中において、乙の都合または甲が関与できない乙の事情若しくは甲に帰すべきといえない事情等により、本契約を解除または本契約継続不可能となり申請まで到達できなかった場合においては、乙は、甲に対し、550,000円（税込）から既にご入金頂いた額を差し引いた金額を最低保証額として支払う。

2. 「採択決定後」において、乙の都合または甲が関与できない乙の事情若しくは甲に帰すべきといえない事情等により、補助金の受給手続きが中止または不交付となった場合においても、乙は、甲に対し、本契約書記載の甲が指定する採択分担金（採択時に支払うべき採択分担金等）を支払う。

3. 前2項の支払い時期は、解除時、申請まで到達できないことが明らかになった時、又は、受給手続きが中止または不交付となった時点のうち、一番早い時期とする。

■ 第6条 機密保持

甲及び乙は、機密情報を本契約及び個別契約（本契約に加えて甲乙間で合意した契約を「個別契約」という）の目的達成の目的においてのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

2. 甲及び乙は、委託業務遂行のため必要な場合のほか、対象情報の複製、複写、加工等の行為をしてはならない。

3. 甲及び乙は、相手方による事前の書面による承諾なしに、機密情報を甲の業務提携企業以外の第三者に開示・漏えいしてはならない。

4. 甲及び乙は、本契約終了後、相手方からの指示があったときには、速やかに機密情報（複製物、複写物等を含む。）を返還するものとする。このとき、返還が不可能もしくは著しく困難な場合には機密情報（複製物、複写物等を含む。）を直ちに廃棄・消去するものとする。

5. 相手方からの指示がない場合、厳重に保管の上、契約終了後3年以内に破棄することができる。

6. 甲及び乙は、機密情報の受入、利用、返却、破棄等の全ての段階において責任（本契約及び個別契約並びに法令に基づく責任）を有するものであり、かかる責任を全うするために従業員・役員・それに準じるものに機密保持義務の内容を周知させた上で遵守させる

等必要な対策を講ずる。

■ 第7条 再委託

甲は委託業務の全部又は一部につき、事前に乙の承認を得て、第三者に再委託することができる。

2. 前項の規定に基づき、甲が第三者に再委託を行う場合には、甲は当該第三者に対して善良なる管理者の注意義務を負う。

■ 第8条 契約期間

本契約の契約期間は、本契約が成立した日より補助金の採択の可否が決定するまでの期間とします。

■ 第9条 契約の解除

甲及び乙は、相手方が次の各号に該当するときには直ちに契約を解除することができる。なお、次の2号及び3号に該当する場合の甲及び乙は、並びに、次の4号に該当する場合の甲は、催告を要しない。

(1) 本契約の各条項に違反し、相手方からの催告を受けたにもかかわらず、その催告を受けた日から3日間以内に違反が是正されなかったとき。

(2) 差押、仮差押、仮処分、競売もしくは租税滞納処分等公権力の処分を受け又は監督官庁より営業停止あるいは営業免許もしくは営業登録の取り消しの処分を受けたとき。

(3) 破産、会社整理、民事再生、会社更生等の申立があったとき、解散したとき又は清算（特別清算を含む、）もしくは私的整理の手続きに入ったとき。

(4) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき。

契約締結後に乙が中小企業に分類される企業でない等ことが判明したとき。なお、このときは、甲は、乙に対する本契約又は個別契約に基づく義務の履行を免れ、乙は、甲に対する本契約又は個別契約に基づく義務（例えば、第3条、4条又は5条記載の義務）の履行を行わなければならない。

。

■ 第10条 損害賠償

1. 甲及び乙は、本契約に違反することにより相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

2. 甲が乙に対して損害を賠償する際は、本契約にて乙より受領した報酬額を賠償責任の上限とする。

3. 損害賠償請求をすることができる期間は、損害が発生してから1年以内、又は法令上の時効・除斥期間のうち、最も短期のものとする。

4. 乙の責に帰する事由により、乙が第3条、第4条又は第5条記載の金員の支払いを怠

った時は、乙は甲に対し、支払完了まで、年利14%の割合により計算した遅延損害金を支払わなければならない。

■ 第11条 合意管轄

甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

■ 第12条 協議

本契約に定めのない事項または本契約の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に従い、協議の上解決を図るものとする。

■ 第13条 反社会的勢力の排除

甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

(1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと

(2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと

(3) 自らへの出資者、株主、その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力でないこと

(4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させるため、本契約を締結するものでないこと

(5) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと

(6) 反社会的勢力を利用しないこと

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証する。

(1) 相手方に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的要求行為

(2) 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 相手方に対し脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(5) 前各号に準ずる行為

3. 甲又は乙は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要さずに本契約を解除することができる。

(1) 本条第1項の規定に違反していることが判明した場合

(2) 本条第2項の規定に違反する行為を行った場合

4. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者はこれにより自己に生

じる損害について相手方に対し一切の請求を行うことはできない。

5. 第3項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者はこれにより解除した者に生じるすべての損害を賠償しなければならない。

■ 第14条 免責条項

甲が乙に提供する業務内容は、事業計画書等を作成する行為であり、補助金等の採択あるいは金融機関からの融資など、一定の成果は保証しないものとする。

■ 第15条 契約の成立

1. 本契約は、本契約書を甲が受領し、審査後に甲が承諾した時点をもって成立する。
2. 本規約と本契約ないし個別契約が矛盾抵触した場合は、本契約ないし個別契約の記載の効力を優先する。

■ 第16条 残存条項

本契約又は個別契約がいかなる事由により終了した場合においても、3条ないし6条、9条4号、10条ないし15条及び17条は、引き続き有効とする。

■ 第17条 (本規約の変更)

1. 甲は、規約を合理的な範囲で変更することが可能である。
2. 乙は、第1項の変更がなされることを予め承諾する。
3. 甲は、第1項の変更を行った場合は、速やかに、相当な方法で開示をしなければならない。但し、乙が本規約を受領しない場合はこの限りではない。

■本規約を、受領し、十分に理解し、承諾いたします。

受領年月日

令和 年 月 日

利用者乙の署名・押印

_____ (印)